

2021: A Critical Year for RegTech

本稿は、City of London Corporationが本年4月16日に公表した資料「2021: A Critical Year for RegTech」のうち冒頭の総論的な部分と図表1.1について、著作権者（City of London CorporationとRegTech Associates）の許可を得て、日本語版を作成し、公表するものです。翻訳の責任は、翻訳者にあります。

2021: A Critical Year for RegTech本誌の目次

はじめに	3. 英国のRegTechの10つの主要課題
エグゼクティブ・サマリー	3.1 英国のRegTechが直面する課題について
アプローチ	4. 推奨事項と次のステップ
主要発見事項	4.1 推奨事項の整理
RegTech業界にとっての課題	4.2 一般的な推奨事項
1. RegTechの現在	4.3 規制に係る推奨事項
1.1 導入	4.4 販売者への推奨事項
1.2 RegTechとは何か？	4.5 金融機関への推奨事項
1.3 RegTech—課題と解決法の理解	別途1 用語集
1.4 英国のRegTech業界	別途2 リサーチ方法
1.5 英国の規制と政策の状況	別途3 参考文献等
1.6 RegTechの利点	リサーチチーム
1.7 英国経済にとってのRegTechの重要性	関連プロジェクト
1.8 本章の結論	謝辞
2. 主要発見事項	
2.1 概要	
2.2 英国におけるRegTechの導入状況	
2.3 英国におけるRegTechサービスの販売実績	
2.4 導入の障壁	
2.5 新型コロナウイルス感染症の影響	
2.6 RegTech需要の促進剤となるもの	

はじめに

“英国は、自他ともに認める金融規制について世界のリーダー的な存在であり続けてきた。金融行為規制機構（FCA）とイングランド銀行（BOE）の両者が技術革新に積極的にアプローチしてきたこともまた当然のことと言える。”

規制は、金融業界にとって、安定的かつ健全な成長のための土台ともいうべきものである。また、消費者と投資家にとっては、彼らの利益を守るものでもある。

今や規制は銀行・保険・資産運用などあらゆる金融機関に対して、かつてないほど深く浸透している。

英国は、自他ともに認める金融規制について世界のリーダー的な存在であり続けてきた。金融行為規制機構（FCA）とイングランド銀行（BOE）の両者が技術革新に積極的にアプローチしてきたこともまた当然のことと言える。

今、我々が強く持続的な回復に向けて再び走り始めようとしている。そこでは、ロンドンがすでにリードしている「技術革新」こそ、鍵となるのである。

リモートワークの増加やデジタル化は、我々のビジネスの方法を変えた。技術革新への需要は今後も高まり続けるだろう。また、ビジネスにとって、一層の効率性、より効果的なプロセス、コスト削減の機会をもたらすだろう。

シティ・オブ・ロンドンはRegTech業界にスポットライトを当ててこの委託調査を実施した。RegTech業界とは、規制下にある企業が求められる規制遵守を支援するために先端技術を活用してサービスを提供する一連のテクノロジーベンダーのグループのことである。

RegTech業界は、その発展の歴史の中で、今、非常に重要な局面を迎えている。我々は、RegTech業界を支援するために更なる行動が必要であることをここに訴える。この業界を成長、発展させ、そのことを通じてロンドンの国際競争力の強化と広く英国全体の経済に貢献することが求められている。

この報告書は、RegTech導入の障壁に対する理解を深めることを目指している。また、RegTech業界が直面する多くの課題について、それを解決するための推奨事項を記載している。

我々はまず実証的な調査を行い、さらに競争力向上に資するようなベストプラクティスについてレビューを行った。

この報告書はRegTech業界の持続可能な発展に向けて力を合わせるアプローチを支援することを目的としている。特に、この中で記載されている推奨事項については、英国の政策立案者、特に財務省、BOE、FCAの関係各位に熟考して頂きたいと考えている。

我々は、金融業界およびRegTech企業の双方が、RegTechの将来を確固たるものとし、英国の金融業の競争力強化の礎としていくための非常に重要な役割を担うと考えている。

Catherine McGuinness

シティ・オブ・ロンドン自治行政庁、政策局長

エグゼクティブ・サマリー

この報告書は、規制対象企業の規制要件遵守を支援するためにテクノロジーソリューションを提供する英国のRegTech業界を詳細に分析したものである。

英国の金融界で、RegTechは2008年の世界金融危機以降、大きく進歩した。これは、規制監督当局の対応の変化と画期的な技術の進歩（クラウドコンピューティングやデータサイエンスなど）の2つを背景としている。

RegTechは今後も一層進展するポテンシャルを有している信じられている。

「RegTechは、単なる効率化支援のツールではなく、金融規制のパラダイムシフトにつながる大きな変化である。包括的にみると、RegTechは金融業規制の次なる必然的な進化を代表するものであり、金融サービス業界全体を支える基盤として発展すべきものである。」（Arnerほか）

パラダイムシフトがより穏やかなものであったとしても、その実現のためには、RegTech企業は現在彼らの前進を阻んでいる幾つかの壁を乗り越えなければならない。また、そのために、多くの利害関係各位の支援を受ける必要がある。

このような支援の下に、RegTechは英国のテクノロジーセクターの発展に対する価値ある貢献と、英国の金融業、ひいては英国経済全体に対する一層の付加価値を提供することができる

この報告書は、英国のRegTech業界を研究し、以下の疑問に答えようとするものである。

- RegTechの技術革新や適用における障壁は何か。
- RegTech業界の競争力向上や支援のために海外で行われているベスト・プラクティスはどのようなものか。
- 新型コロナウイルス感染症が英国のRegTech業界にどのような影響を与えたか。
- RegTechが壁を乗り越え、中長期的に成長を続けるには、どのような政策上あるいは実務上の措置がとられるべきか。

アプローチ

RegTech Associatesの調査チームは、2020年10月から12月にかけて、規制当局、金融機関、およびRegTechベンダーを対象として、それぞれの見方やニーズについて聞き取り調査を行い、RegTechの市場に関する広範囲な調査を実施した。

調査は、主に次の3つの活動を通じて実施した。

- RegTechベンダーを対象としたアンケート調査。161件の回答が寄せられ、そのうち125件から有意なデータを得た。
- アンケート調査の結果の検証や深掘りをするために、RegTechベンダー14社によるフォローアップのための円卓会議を開催した。
- グローバルな金融機関および規制当局との関係については、まずは一次調査として、定性的な点に事項に関するインタビューを行った。

そして、さらにその後、多くの文献のレビューを行い、またRegTech Associates（シティ・オブ・ロンドン自治行政庁から本調査の委託を受けた研究所）の専門知識によって内容を充実させた。

主要発見事項

RegTechの導入について

RegTechのソリューションは一部に導入例がみられるものの、現時点ではまだ広く実装されているとは言えない。 RegTechベンダーに対するアンケート調査では、金融機関におけるRegTechの現在の導入状況について、ほぼ半数が「中」と回答し、3分の1が「低」と回答した。

RegTechベンダーの中でも、金融犯罪対策のソリューションを提供する各社についてみると、その78.8%が「高」または「中」と答えており、より強気な姿勢である。

RegTech導入後の金融機関の経験談や見方は、彼らがどのような問題（①金融犯罪対策、②規制・法令遵守の管理、③対規制当局報告など）に対処するためにRegTechを導入したかによって異なり、RegTech市場全体の他の潮流も反映する。

規制当局と金融機関はともに、「RegTechが金融界に深く浸透するには至っておらず、まだまだである」との見方だった。

RegTechの業績

RegTech企業のほとんどは、彼ら自身の業績について楽観的に回答している。 すなわち、2020年の売上についてはRegTech企業の約3分の2が伸びていると回答した。また、2021年についてはより多くの企業（82.3%）が売上げ増加を見込んでいた。

RegTech導入の障壁

RegTech企業は彼ら自身の業績に楽観的な見方を示しているが、他方、RegTechの導入にあたっては大きな障壁が存在する。 導入先企業（すなわち金融機関）の内部にある障壁としては、次の5点が指摘されることが多い。

- ・ 調達サイクルの長さ
- ・ 金融機関の知識や認知度の欠如
- ・ 金融機関内の意思決定プロセスの舵取りの難しさ
- ・ レガシーなテクノロジーによる制約
- ・ 予算の不足

RegTechの導入への障壁は、当該金融機関の外部にも存在する。 最も深刻なものは次のとおりである。

- ・ 金融機関にRegTechソリューション導入を促進することについての、規制当局の躊躇
- ・ データの標準化と相互運用性の欠如
- ・ デジタル化された規制フレームワークの欠如^(注)

RegTech市場内の立場の異なる利害関係者がいてRegTechへの認知と理解が不十分な場合がある場合には、導入への障壁はより深刻化する。例えば、ベンダーは「規制当局がその立場上、個々のRegTechソリューションを『推進すること』について、どこまで許されているか」について、不明なことが多い。規制当局の視点からみて、会議を開催したり何かを推奨したりすることについて彼ら自身が重要な役割をもつが、その権限の範囲内において規制当局は金融機関によるベンダーの選択に関して中立でなければならないことが、明らかである。

本稿は、City of London Corporationが本年4月16日に公表した資料「2021: A Critical Year for RegTech」のうち冒頭の総論的な部分と図表1.1について、著作権者（City of London CorporationとRegTech Associates）の許可を得て、日本語版を作成し、公表するものです。翻訳の責任は、翻訳者にあります。

金融機関の視点からも考えてみよう。金融機関、ベンダーは金融機関が実感している「ペインポイント」（問題点）についてより深く気づき理解したうえで、ソリューションがどのように問題解決に役立つかを明確に示す必要があると考えている。

新型コロナウイルス感染症の影響

RegTech企業うち85%強の先は、彼ら自身が「新型コロナウイルス感染症により生じた被規制企業（および規制当局）の問題への対応を支援する役割を果たしている」との見方に同意した。ただし、新型コロナウイルス感染症が業界にとっての「重大な転機」になったとの見方に同意する向きはあまり多くない。

新型コロナウイルス感染症は、**RegTech部門全体を業績面でかなり後押ししたようである。**しかし、その影響は、それぞれのRegTech企業がどのようなカテゴリで仕事をしているかによって異なる。対規制当局報告のカテゴリのRegTech企業はその69%が新型コロナウイルス感染症はプラスの影響をもたらしたと回答した。他方、規制・法令遵守管理のカテゴリのRegTech企業は売上減と回答した。

これとは対照的に、**新型コロナウイルス感染症が今後も彼らの需要を拡大させる影響をもつかという点については、RegTech企業の楽観の程度は小さかった。**すなわち、その需要拡大効果は長続きしないかもしれないと示唆したのである。

RegTech需要の拡大策として重要なもの

RegTech企業は、RegTechソリューションの需要拡大策のうち最も有用なものは、規制当局が監督を通じたやりとりの中でRegTech導入を金融機関に促すことだと回答した。

また、**RegTechに関する規制機関の取締役向けの知識の改善も、重要な需要拡大策であることが示唆された。**

(注) デジタル化された規制のフレームワークという概念は、Innovate FinanceとTransatlantic Policy Working Groupの2団体が連名で公表したFintechについてのペーパー「The Future of RegTech for Regulators」（2017年、[Link](#)）により定義された。

それらは、Arnerらの研究を参照している。Arnerらの研究では、世界の金融システムの急速なデジタルトランスフォーメーションによって、主要な規制目標（すなわち、金融の安定性、金融機関の健全性、消費者保護と市場の健全性、市場の競争と発展）を達成手段がますます不十分になっているとした。

RegTechは、かつて手作業で行われてきた当局宛の報告や法令遵守のプロセスについてのデジタル化をすでに提供し始めており、金融機関や規制当局に大幅なコスト削減を実現している。RegTechは、上述のデジタルトランスフォーメーションによる規制目標の達成の困難化の問題に対するソリューションとしても位置づけられている。

すなわち、RegTechは、殆どリアルタイムに、リスクの程度に応じた規制を可能にし、より効率的な規制遵守を促すことができる。そうしたRegTechは、Arnerらが指摘している「金融規制の再定義が必要となるパラダイムシフト」に対応するものである。

Innovate FinanceとTransatlantic Policy Working Groupの上記の論文は、RegTechによってパワーアップされた金融規制の新時代について「デジタル化された規制のフレームワーク」との表現を使って説明している（Douglas W. Arner, János Barberis, Ross P. Buckley 共著「FinTech、RegTechと金融規制の再定義」ノースウェスタン国際取引・法務ジャーナル37巻、2017年、[Link](#)参照）。

RegTech業界にとっての課題

本調査はRegTech業界における10の主な課題を以下のとおり特定した。これらの課題は英国のRegTech業界の可能性を最大限に引き出すことを妨げている。

英国のRegTechが直面する主な課題

① 認知度

RegTechとは何か、RegTechは規制対象企業にとってどのように役に立つのかなどの点が、まだ明らかになっていない。金融機関から見ると、ベンダーが金融機関のニーズをより深く理解してそれに応えなければならない。

② 監督当局のスタンス

「テクノロジーに対する中立性」を確保しようとする結果、RegTechに対する当局の支持が見えにくいものになりがちである。また、当局と規制対象企業間の通常の会話にRegTechが話題として登場することは稀である。

③ RegTech企業の企業規模

金融機関は「リスクが高い」小規模なベンダーには尻込みし、「大手技術系企業」を好む傾向がある。この業界のことをよく知らないが故に、業歴年数の浅い企業は自金融機関のニーズに合わないツールを提案すると思込みがちである。

④ ビジョン

RegTech業界全体のビジョンや戦略が欠けている。業界のビジョンや戦略は、個別企業レベルでは戦術に具体化されるべきものである。

⑤ 業界の発言力

英国のRegTech業界は、まとめて業界の利害について発言できていない。そのため業界の利益となる協力やロビー活動ができていない。

⑥ テクノロジー

レガシーなITと連携することが難しく、統合や相互運用性の点で難しさを生じがちである。

このことが、規制のデジタル化の阻害要因にもなっている。

⑦ 標準化

RegTech関係では無数のルールやデータの類型がある。それらによって作られたソリューションは、RegTechを用いて支援を受けようとする企業からみて、とても複雑に見えてしまう。

標準化の欠如は、導入の妨げとなっている。

⑧ 取締役クラスの知識

取締役クラスの人々のRegTechへの認識不足が、その導入の妨げとなっている。その結果、RegTechへの関与が減り、投資意欲が萎え、無関心になる。

⑨ 人材

技術・金融・法令遵守の3要素にわたって必要なスキルを備えるIT人材の確保が困難である。優秀な人材を集めるためにはRegTechのイメージを刷新する必要がある。

⑩ 資金調達

英国においてRegTech業界の規模が拡大しているが、資金調達が課題である。金融機関はRegTech企業への投資について、「リスクの高さ」を懸念して尻込みしがちである。

最も喫緊の課題3つ

前項で挙げた10の課題のうち、最も喫緊の課題は以下の3つである。

① 認知度

本調査の結果、RegTech業界は認知度の低さが問題であることが明らかになった。

次のような基本的な点が明確にされていない。(1)RegTechの定義は何か。(2)RegTechは企業の法令遵守改善をどのように支援するのか。(3)規制対象企業にとって、RegTechの導入が何故魅力的な目標となるのか。RegTechはFinTechではない。しかし、それは金融機関の法令遵守の水準を向上させるテクノロジーとして活用すべきものである。

このような認知度の低さが、以前としてRegTechの導入を大きく妨げている。

ベンダーを一覧できるディレクトリーや信頼できる実績情報が無いため、規制対象企業は、自社にとって最適のベンダーを探すのに苦労している。

② 監督当局のスタンス

アンケートを実施したところ、ベンダーの68.6%が「監督当局は、その監督プロセスの一環として、規制対象企業にRegTechの導入を促して欲しい」と答えた。

監督当局のスタンスは、回答者が与えられた11項目の選択肢の中で、最も優先順位が高いとの結果になった。

この点、英国の当局者達は、かじ取りが難しいと感じている。

すなわち、彼らはテクノロジーの採用に反対しているわけではない。しかし、例えばクラウド等の、特定のテクノロジーに肩入れしているかのようにみられることを懸念している。他方、当局者達は市場により明確なシグナルを送ることによって、規制対象企業がテクノロジー投資により前向きになれるということも明確に理解している。

③ RegTech企業の企業規模

英国RegTech企業が企業規模の拡大に困難を抱えていることは、様々な課題を生み出している。

アンケートを回答したベンダーの43.8%が正社員50人以下の小さな規模であった。規制対象企業は、これらのベンダーの方が革新的だと認識しても大手技術系企業と契約してしまうことがある。

規制対象企業で古くから確立されている調達手続に対応して勝ち残るためには、(1)長期にわたる支援実績の説明、(2)業歴年数の長さ、および(3)支援を受ける側の企業からみて、何か将来に問題が生じたとしてもそれらを迅速に解決できるだろうという安心感があることが必要なのである。

企業規模が小さいことに伴う課題解決のためには、規模が比較的大きい金融機関の複雑なニーズを理解することと、R&D資金を増加させることが必要である。

本稿は、City of London Corporationが本年4月16日に公表した資料「2021: A Critical Year for RegTech」のうち冒頭の総論的な部分と図表1.1について、著作権者（City of London CorporationとRegTech Associates）の許可を得て、日本語版を作成し、公表するものです。翻訳の責任は、翻訳者にあります。

RegTechベンダーが規制対象企業（RegTechの支援を受ける側の企業）の中でも大規模で複雑な先にソリューションを提供する契約を締結できるようになってくれば、ベンダーの認知度も上がり、大規模企業からみて選択可能なRegTechベンダーのリストが充実するようになり、ソリューションの導入率も向上することになると考えられる。

推奨事項

上述の課題に対処するため、本報告書は12の推奨事項を提示する。これらの推奨事項は、対象となる関係者のグループ（規制当局、RegTechベンダー、金融機関）のすべてに検討して頂きたい一般的な推奨事項と、これら3つのグループの個別に対する推奨事項に分けて示した。

一般的な推奨事項

- ① RegTechへの「戦略的アプローチ」の採用（短期）
- ② 資格認定制度の新設と試験センターの設置（短期）
- ③ RegTechスキルと教育へのフォーカス（中期）

当局に対する推奨事項

- ④ 「テクノロジーに前向きに取り組む姿勢」をとること（短期）
- ⑤ テクノロジー・リスクに関するより明確なガイダンスの提示（短期）
- ⑥ データとルールについての標準化の加速（長期）

ベンダーに対する推奨事項

- ⑦ RegTech業界全体としての首尾一貫した情報発信（短期）
- ⑧ RegTechのメリットについての周知・広報（短期）
- ⑨ 英国RegTech企業の資金調達に対する支援（中期）

金融機関に対する推奨事項

- ⑩ 取締役向けの教育の改善（短期）
- ⑪ レガシーなITシステムの課題に取り組むための新たなインセンティブ付け（短期）
- ⑫ 合理的かつバランスのとれた新技術の調達（中期）

推奨事項のうち、プライオリティが高い点3つ

各このプロジェクトの調査と分析の結果、以下に述べる3つの推奨が最優先事項として浮上した。

②独立の試験・資格制度を通じたRegTech人材の能力を測る目安を確立する。

独立の実務的なテクノロジー重視の資格制度を確立し、業界が、拡張性と相互運用性に優れたソリューションを提供できることを証明できるようにする。

RegTechについての試験・認定を実施する独立プラットフォームを創設することによって、利用企業が、ソリューションの実務適用についてより保証や確証を得やすくする。

④規制当局は、「テクノロジーに前向きに取り組む姿勢」をとること（そのことは、企業が法規制への遵守を推進するテクノロジーの水準の向上を主導する結果につながる）

英国の規制当局は、全組織一丸となって「テクノロジーに前向きに取り組む姿勢」を明示的かつ積極的に採用し、幹部級および技術革新専担チームによる情宣活動を、現場の検査監督部隊の人員にも浸透させるべきである。

英国の規制当局は、技術革新のリスクがそこから得られる利益との関係でバランスが取れていなければならないことを認識しつつ、RegTechに対して明確かつポジティブな立場を取る権限を与えられる必要がある。

RegTechは、規制対象の企業と監督当局の間で定期的な話題になるべきである。

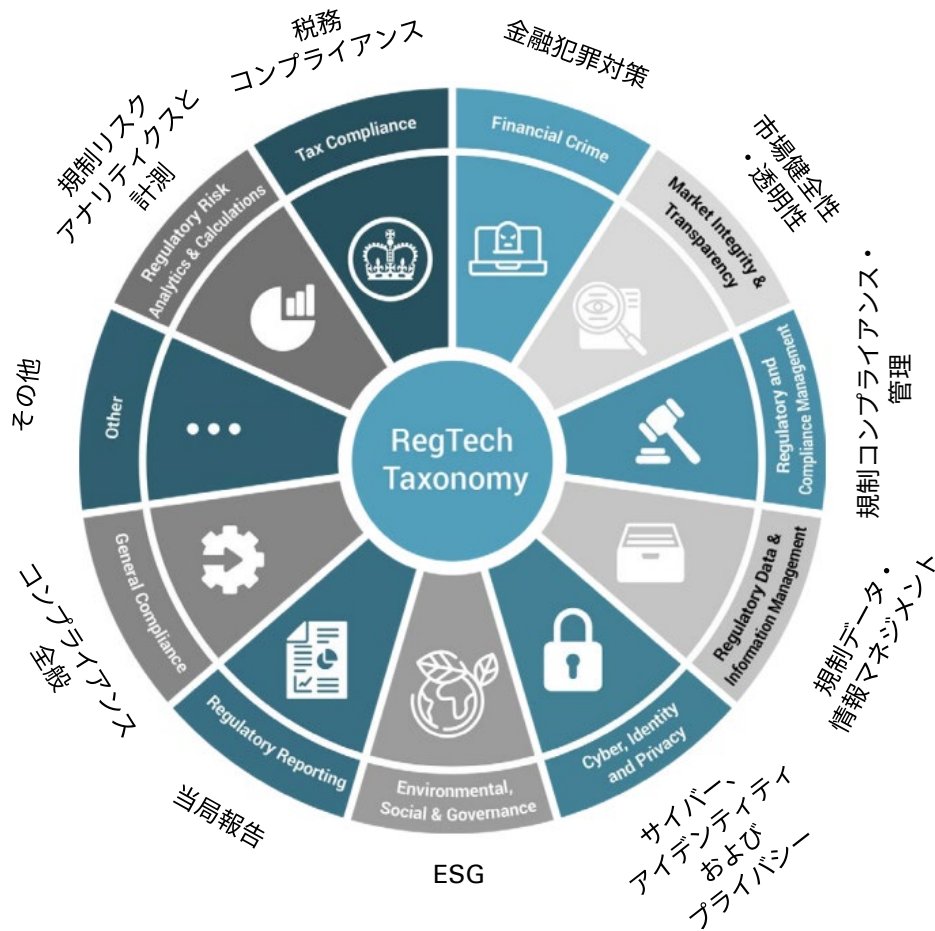
⑦RegTech業界全体としての首尾一貫した情報発信を行い、英国における業界のイメージを改善する。

英国のRegTech業界を代表し首尾一貫した情報発信を行いRegTechへの認知度を向上させ、RegTech導入の障壁解消を図る。

この「業界団体」の声がどのような形をとるものであっても、本推奨事項に示された他の活動を鼓吹することにもなる。特に、この業界の活動等の周知や知識の向上などに有益だと考えられる。

業界内のビジョンの共有は、ベンダーと利用企業との間で往々にして生じていた「信頼」のギャップを埋めることにも役立つ。また、規制当局は、RegTech企業からの意見聴取の際に、単一の窓口を持つことができるという利点もある。

(参考) 図表1.1 RegTech AssociatesによるRegTech市場の分類



This work is licensed under the Creative Commons Attribution-NonCommercial 4.0 International License. To view a copy of this license, visit <http://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/> or send a letter to Creative Commons, PO Box 1866, Mountain View, CA 94042, USA.

本稿は、City of London Corporationが本年4月16日に公表した資料「2021: A Critical Year for RegTech」のうち冒頭の総論的な部分と図表1.1について、著作権者（City of London CorporationとRegTech Associates）の許可を得て、日本語版を作成し、公表するものです。翻訳の責任は、翻訳者にあります。

この頁は、KPMGが執筆しました。

解説

City of London Corporation (以下「ロンドン・シティ」という)は、「2021:A Critical Year for RegTech」と題する調査報告書(全78頁 <https://www.theglobalcity.uk/PositiveWebsite/media/Research-reports/2021-A-Critical-Year-for-RegTech-final.pdf>)を2021年4月16日に公表した。本稿は、このうち、冒頭の総論的な部分および図表1.1を著作権者(ロンドン・シティおよびその委託調査実施先のRegTech Associates)の許可を得て翻訳したものである。翻訳の責任は翻訳者にある。

国際金融センターとして名高いロンドン・シティは、Brexitとコロナ禍のダブルパンチを受けている。

しかし、後者については、迅速なワクチン接種展開を梃子に先進国の中でも先駆けてポストコロナに向かいつつある。

英国の金融規制については、FCA(金融行為規制機構)とBOE内のPRA(健全性監督機構)がデジタル規制報告(Digital Regulatory Reporting: DRR)という名前の改革を進めている。本年2月23日にはFCAとPRAの両長官連名による「データ報告徴求の見直しについて」^(注)と題する被規制機関CEO(民間銀行頭取等)宛のレターが発出・公表されるなど、金融規制面での新技術活用が本格化している。

(注) Transforming data collection – an update on progress and plans for 2021

(<https://www.fca.org.uk/publication/correspondence/dear-ceo-letter-transforming-data-collection.pdf>)

シティ・オブ・ロンドン自治行政庁が公表したこの報告書は、冒頭に「The Global City」と掲げるなど、「国際金融センター」としてのロンドン・シティの今後の成長・発展を強く意識し、金融規制のデジタル化とそれに対応する被規制機関(民間銀行等)のRegTech導入の意義を強調している。報告書のタイトルは「2021年はRegTech飛躍のために正念場の年」といった意味である。

―― EUでは3月にEBA(欧州銀行監督機構)がEU域内の対規制当局報告の統合について、ディスカッションペーパーを公表し、市中協議を始めている。米国ではFDIC(連邦保険公社)が新技術の活用をテーマにした特設サイトFDiTechを示すとともに、RPPという対規制当局報告改革の検討を進めている^(注)。

(注) <https://www.eba.europa.eu/eba-launches-discussion-paper-integrated-reporting>

<https://www.fdic.gov/fditech/rpp.html>

我が国では、金融庁が国際金融センターについての特設ページ^(注)を本年3月30日に新設している。

(注) 「アジアの、世界の国際金融センターへ」

(<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/index.html>)

また、金融庁と日本銀行は、将来的に、データ収集・共有の更なる効率化およびモニタリングの高度化を実現するため、金融庁・日本銀行の共同プラットフォームに関して、共同研究を開始している^(注)。

(注) 「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」(本年3月22日、金融庁公表資料

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/20210322/20210322.pdf>)

本稿は、City of London Corporationが本年4月16日に公表した資料「2021: A Critical Year for RegTech」のうち冒頭の総論的な部分と図表1.1について、著作権者(City of London CorporationとRegTech Associates)の許可を得て、日本語版を作成し、公表するものです。翻訳の責任は、翻訳者にあります。

金融規制対応関係での新技術の活用は、①マネロン等金融犯罪対策、②規制・法令遵守の管理、③対規制当局報告などについて、人手による対応を脱し、実効性を高めるとともに費用を削減するものとして、改めて注目されている。

(参考) ロンドン・シティ等について

ロンドン・シティは、シティを管轄地域とする自治体であり、ロードメイヤーを長とし、ギルドホールに拠点を置いている。

シティは、スクエアマイルの別名ももつロンドンの金融を主要産業とする行政区域である。

ロンドン市（グレーターロンドン）は、シティと32の区（boroughs）から成る。

ロンドン・シティは、シティ・オブ・ロンドン・ポリスという独立した警察組織をもつことも特徴である。彼ら自身の役割につき、「通常の地方自治体の役割を超える」と説明している。

今回同行政庁が公表した冊子は、RegTech AssociatesというロンドンのRegTechの専門家からなる調査機関に調査を委託して作成されている。

翻訳に関する連絡先

水口 毅

あずさ監査法人

金融アドバイザリー部

ディレクター

E: takeshi.mizuguchi@jp.kpmg.com

KPMGジャパン

home.kpmg/jp/regtech

regtech@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© City of London Corporation 2021

© 2021 RegTech Associates.

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 21-1034

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

この文書はCity of London Corporationが2021年4月に発行した「2021: A Critical Year for RegTech」の一部を著作権者の許可を得て翻訳、解説したものです。

翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。